

がん患者の緩和ケア

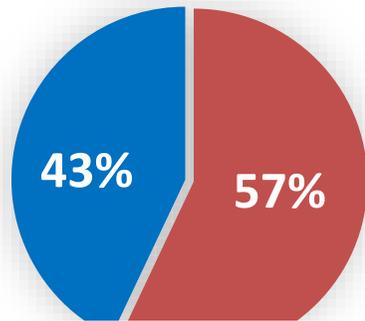
- がん患者が増加するなか、第1期がん対策推進基本計画(H19年)で重点的に取り組むべき課題として「緩和ケアの推進」が掲げられた。
- 他方、第3期基本計画(H30年)では、「がん診療の中で、患者とその家族が抱える様々な苦痛に対して迅速かつ適切なケアが十分に提供されていない状況」が課題として挙げられている。

がん対策推進基本計画(第1期)

重点的に取り組むべき課題<治療の初期段階からの緩和ケア>

○がん患者の状況に応じ、身体的な苦痛だけでなく、精神心理的な苦痛に対する心のケア等を含めた全人的な緩和ケアの提供体制を整備すると共に、より質の高い緩和ケアを実施していくため、緩和ケアに関する専門的な知識や技能を有する医師や看護師等の医療従事者を育成していく必要がある。

Q: 身体の苦痛や気持ちのつらさを和らげる支援は十分である



- どちらとも言えない、あまりそう思わない
- そう思う、ややそう思う

出典: 平成30年度患者体験調査

がん対策推進基本計画(第3期)

緩和ケアの提供について

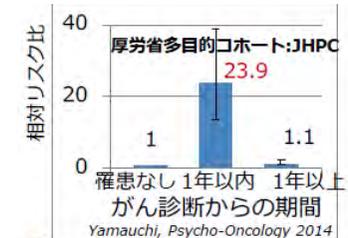
- 身体的苦痛や精神心理的苦痛の緩和が十分に行われていないがん患者が3~4割ほどいる」との指摘があり、がん診療の中で、患者とその家族が抱える様々な苦痛に対して、迅速かつ適切なケアが十分に提供されていない状況にある。
- がん診療に緩和ケアを組み入れた体制を整備・充実していくこととし、がん疼痛等の苦痛のスクリーニングを診断時から行い、苦痛を定期的に確認し、迅速に対処することとする。国は、患者等とのコミュニケーションの充実など、患者とその家族が痛みやつらさを訴えやすくするための環境を整備する。

▼悩みや負担の比較: 静岡分類



出典: がんと向き合った4,054人の声第2次調査, 2013

▼がん診断後自殺リスク24倍



出典: がん対策推進協議会(2016(H28)1221)

がん患者指導管理料について

○ がん患者指導管理料について、がん患者に対して、医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合の評価が設けられている。

B001・23 がん患者指導管理料

□ 医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点

[算定要件]

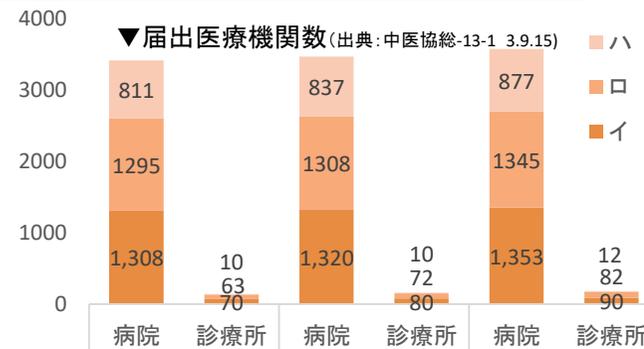
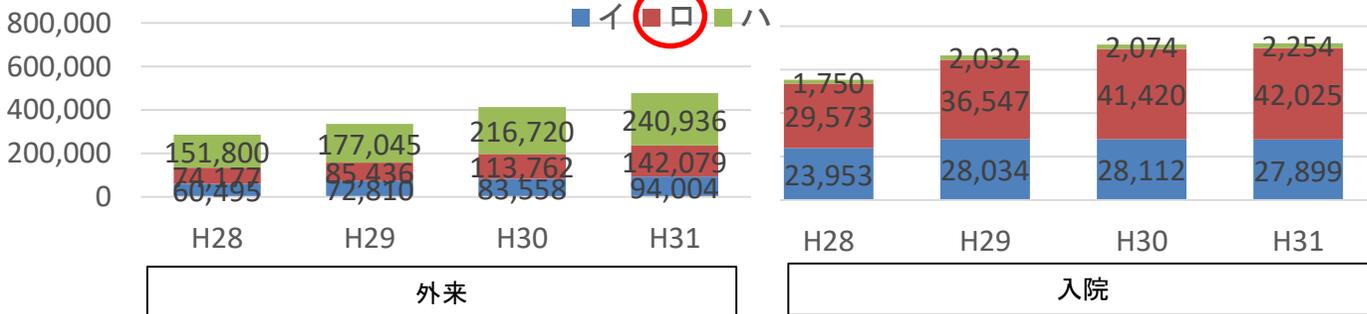
- (1) 施設基準に適合しているものとして届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき看護師が、患者の心理的不安を軽減するための面接を行った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。
- (2) 悪性腫瘍と診断された患者に対して、患者の心理状態に十分配慮された環境で、がん診療の経験を有する医師又はがん患者の看護に従事した経験を有する専任の看護師が適宜必要に応じてその他の職種と共同して、身体症状及び精神症状の評価及び対応、病状、診療方針、診療計画、外来での化学療法の実施方法、日常生活での注意点等の説明、患者の必要とする情報の提供、意思決定支援、他部門との連絡及び調整等、患者の心理的不安を軽減するための指導を実施した場合に算定する。
- (3) がん患者指導管理料□の算定対象となる患者は、がんと診断された患者であって継続して治療を行う者のうち、STAS-J(STAS日本語版)で2以上の項目が2項目以上該当する者、又はDCS(Dicisional Conflict Scale)40点以上のものであること。
- (4) 看護師が実施した場合は、指導を行った看護師が、当該患者の診療を担当する医師に対して、患者の状態、指導内容等について情報提供等を行わなければならない。

[施設基準]

- (1) 緩和ケアの研修を修了した医師及び専任の看護師がそれぞれ1名以上配置されていること。
- (2) 患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。

がん患者指導管理料の算定回数の推移

▼がん指導管理料の診療状況(出典:NDB)



公認心理師の役割と配置状況

1. 公認心理師制度創設の背景（公認心理師法案の提出理由）

近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。※平成27年9月成立・公布（議員立法）、平成29年9月全面施行

2. 公認心理師とは

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。※名称独占

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② **心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助**
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

3. 資格登録数

資格登録者数：**42,435**人（令和3年6月末時点）

公認心理師のうち約3割が病院に配置されている

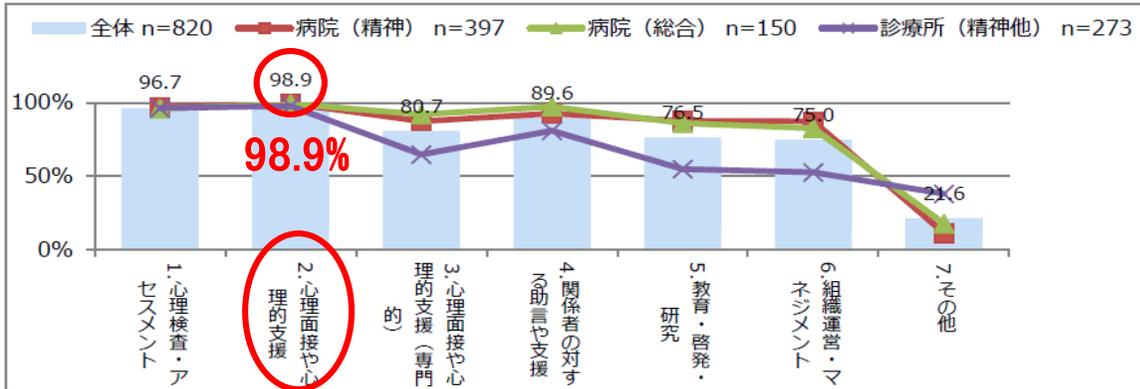
4. 主な活動分野と配置先

- 保健医療分野**：病院（診療報酬（施設基準）、がん診療連携拠点病院・小児がん拠点病院の要件に記載）など
- 福祉分野**：児童相談所（児童相談所に設置する児童心理司の要件の一つとして記載）など
- 教育分野**：学校（スクールカウンセラーの要件の一つとして記載）など
- 司法・犯罪分野**：裁判所、刑務所、少年鑑別所、犯罪被害者支援 など
- 産業・労働分野**：各事業所（事業者が行うストレスチェックの実施者の要件の一つとして記載）など

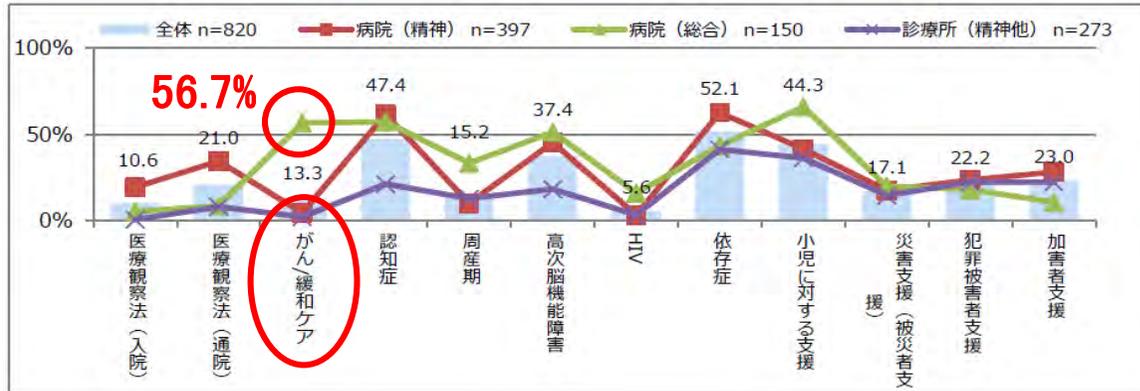
公認心理師が実施するがん患者に対する心理的支援について

- 公認心理師について、がんや緩和ケアを対象に心理面接・心理的支援を実施している実態がある。
- がん診療連携拠点病院では、「緩和ケアチームに協力する医療心理に携わる者の配置が望ましい」とされている。

▼心理職の業務内容(概要)

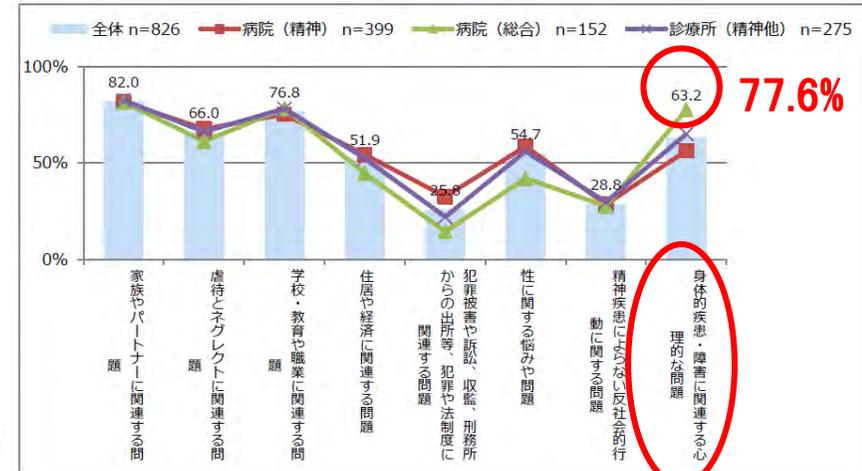


▼心理職の業務内容(心理面接・心理的支援)

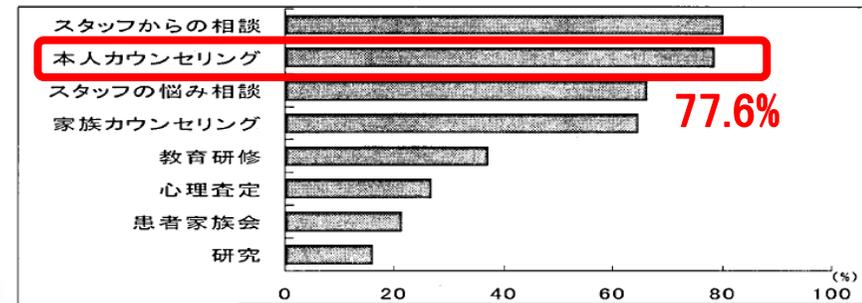


出典: 令和元年度推進事業、公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査

▼心理職が心理的支援でかかわる心理的問題



▼がん医療現場の心理職の業務割合



出典: がん医療現場の心理士の業務と研修に関する調査

地域がん診療連携拠点病院の指定要件(抜粋)

(2) 診療従事者 ②専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理に携わる者及び相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。